

フェアコンサルティングインドネシア ニュースレター

2025 年 10 月 22 日

改正海運法に関する対応指針

改正海運法（2008 年法律第 17 号〔2024 年法律第 66 号改正〕）により、PT PMA（外資系法人）が海運事業を継続するには、以下の 2 要件を満たす必要がある。

- ① インドネシア側の過半数株主が海上運送業（KBLI 501xx）に従事する事業者であること
- ② インドネシア船籍で総トン数 5 万 GT（ $\geq 50,000$ GT）以上の船舶をインドネシア人船員により所有・運航すること

これらの要件は海上運送事業許可（SIUPAL）の更新時および株主変更・新船舶の取得／登録などの契機において適用される。

対象となる企業

- ・ 国内で海上運送（KBLI 501xx）を行うすべての PT PMA

参考：海運オペレーターとしての主な KBLI コード（貨物系）

- ・ 50131：国内一般貨物の海上運送
- ・ 50132：国内港湾水域における貨物運送
- ・ 50133：国内特殊貨物の海上運送
- ・ 50134：国内先導（Perintis）貨物の海上運送
- ・ 50135：国内海運の大衆サービス（Pelayanan Rakyat）
（旅客事業は 5011x コードに該当。）

二つのテスト（要件の正確な射程）

1. 過半数株主テスト（インドネシア側 51%）

インドネシア側の株主が 51%以上を保有し、かつ KBLI 501xx に従事する海運事業者であること。

2. 5 万 GT 以上テスト

PT PMA の海運会社は、インドネシア籍で 5 万 GT 以上の船舶を所有・運航し、インドネシア人船員によって運航すること。5 万 GT が新たな基準である。

「所有」は法定要件であり、ファイナンス・リースや買取オプションを含む構成を想定する場合は、所管当局の正式確認が必要である。

フェアコンサルティングインドネシア ニュースレター

適用時期とスケジュール

❖ 重要日程：

- 2024 年 10 月 28 日：改正法公布
- 2025 年 10 月 28 日：主要条項施行（公布から 1 年後）。これ以降、当局はライセンス手続きや所定の事象に紐付けて適用が可能となる。
- 次回の SIUPAL 更新時（例：2026 年）：実務上の主な適用タイミング。SIUPAL が 2026 年まで有効であれば、それまで現状維持可能。ただし、以下の早期トリガーに注意。

❖ 早期トリガー（発生時点で即適用）

- 株主構成の変更（例：インドネシア過半数株主の変更／KBLI を 501xx へ改訂）
- 新船舶の取得・登録。

これらが発生した場合、2 要件は同時に適用され、段階的な対応は不可。

実務対応（今すぐ取るべき行動）

1. 拙速な株主変更の回避

SIUPAL が 2026 年まで有効で、かつ 5 万 GT 要件を即時に満たせない場合は、現状維持を選択し、今後公布予定の運輸省令（Peraturan Menteri Perhubungan）を注視し、遵守手続・行政制裁・警告書・事業停止措置等の詳細を確認する。あわせて、5 万 GT の資本計画／パートナーシップを検討する。

2. 「同時コンプライアンス」を前提とした再編：過半数株主を海運事業者（KBLI 501xx）に変更する場合は、5 万 GT 要件も同時に満たす設計とする。

3. OSS（Kemenhub）での手続一元化：

- すべてのライセンス手続・通知は OSS 経由で行われる。SP（警告）／Freeze（行政凍結）／Tutup（閉鎖）等の行政措置も OSS 上で通知される見込み。

FAQ（2 要件に関するよくある質問）

Q1. 先にローカル株主を海運事業者に変更し、船舶は後で取得してもよいか？

→不可。株主変更や KBLI 改訂を行った時点で、5 万 GT 要件が同時に発動する。両要件の同時履行を前提に計画する必要がある。

Q2. フォワーディング事業（KBLI 52291／52293）の株主は要件を満たすか？

→満たさない。過半数株主は KBLI 501xx に従事する海上輸送事業者である必要がある。

Q3. 実務上の最速適用タイミングは？

→2025 年 10 月 28 日に主要条項が施行され、実務上は SIUPAL 手続およびトリガー事象（株主変更・新船登録）に連動して適用される。

フェアコンサルティングインドネシア ニュースレター

Q4. 直ちに会社を清算すべきか。

→現時点ではすぐに清算する必要はない。SIUPAL が 2026 年まで有効であれば、運輸省令の公布を注視しつつ、同時履行に向けた選択肢を整えるのが妥当である。

社内向けアクション・チェックリスト

- ☐ インドネシア側過半数株主の KBLI を確認（501xx が必須）
- ☐ インドネシア籍 5 万 GT 以上の船舶の所有・運航計画（資本／パートナー）を設計
- ☐ 株主変更／KBLI 改訂の先行実施を回避（2 要件の同時履行が前提）
- ☐ 運輸省令の公布を追跡（遵守手続・制裁・警告・停止措置の詳細）
- ☐ 2026 年の SIUPAL 更新に合わせ、要件を完全に満たす申請パッケージを準備

フェアコンサルティングインドネシア ニュースレター

お問い合わせ先

フェアコンサルティンググループ

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号ハービス

大阪 オフィスタワー12F

(本社)

WEB : <https://www.faircongrp.com/>

Tel:06-6451-9201 | Fax:06-6451-9203

e-mail: grm@faircongrp.com

PT FAIR CONSULTING INDONESIA

16th Floor MidPlaza 1 Jl. Jend Sudirman Kav 10-11 Jakarta 10220 Indonesia

(インドネシアオフィス)

Tel : +62-21-570-6215 | Fax : +62-21-570-6217

Pahala Alex Lumbantoruan (Chartered Accountant)

e-mail : alexandra@faircongrp.com

「フェアコンサルティング インドネシア ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「フェアコンサルティング インドネシア ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「フェアコンサルティング インドネシアニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。